

## 実体維持と貨幣資本循環

松 本 寛

### 1 序

企業の会計上の資本の見方には、大きく分けて2通りがある。ひとつは、資本を貨幣であると考えた立場であり、現行の会計はこの立場を採っているといえることができる。他方、資本を貨幣としてではなく物財であると捉える立場を主張する論者もいる。彼らはそのように物財として捉えた資本を利益計算上、維持していこうとするのであり、これが実体資本維持説と呼ばれる立場である。この実体資本維持説は、古く1920年代に、シュミット、ゲルトマッハーによって公表された。そして既にそれから半世紀以上が過ぎた。シュミットの場合<sup>(1)</sup>においては会計上の資本を「貨幣および貨幣債権を含む具体的財産の在高」として規定している。これは企業の会計上の資本を貨幣や物財という具体的財産の形態として捉える立場に他ならない<sup>(2)</sup>。他方、ゲルトマッハーの場合においては、損益計算の本質を「いかなる場合にも収益財（収益として流入した財——松本）がすべての費用財（費用として流出した財——松本）を物的に補填するのに十分であるか否か<sup>(3)</sup>」を検証するという物的な観点にもとづいて概念構成がなされている。言うまでもなく、このゲルトマッハーの観点によれば、費用の測定基準としては再調達原価が採用されることになり<sup>(4)</sup>、そしてまた、会計上の資本を物財として理解する立場に通じることになる。このような実体資本維持説においては会計上の資本を物財として把握するのである。

会計上の資本を物財として把握する場合には、例えば期首にある商品が10個存在していたならば、期末にも同じ商品が10個存在している時に損益はゼロであり、期末に商品がそれ以上存在しているならばその超えた商品の価額だけが利益となり、期末の商品が10個に満たなければ損失を被っていることになる。このように、会計上の資本を物財として把握する立場、すなわち、実体資本維

持説にたてば、期首に存在していた物財と同じ物財が期末に期首と同一数量だけ存在している（あるいは、存在していると考えられる）かどうか、期間利益判定のメルクマールとなるわけである。

実体資本維持説においては、このように期末に期首の物財が期首と同一数量存在しているかどうかを確認することによって、期間損益計算が行れるのであるが、ここに実体資本維持説の致命的な限界がある。すなわち、期中において、生産される製品が変更された場合がそれである。そのような場合には、期首に存在していたものと同一の物財が期末には存在しておらず、期末には期首に存在していたものとは異なる物財が存在することになるからである。つまり、期首にはAという物財があり、期末にはBという物財があるのである。ここでAという物財とBという物財のあいだに、物的数量的比較性が存在しないならば、期末に期首と同一数量の物財が存在しているかどうかを確認できなくなり、その結果、利益計算が不可能になるわけである。<sup>(5)</sup>ハックスもこの点を認め、「生産財の調達の際の種類や品質に対処することのできる、一般的に適用可能で正確な実体計算の方法は未だ存在していないというのが一般的に言って確なところである」と述べている。<sup>(6)</sup>実体資本維持説にはこのような致命的な限界があるのである。

だが、それだからといって実体維持計算をただ単に放棄するのでは問題の解決にならない。既に、森田哲彌博士は実体資本維持説での計算手続を物的な資本概念の下ではなく、企業の会計上の資本を貨幣として把握する貨幣資本概念の下で再構成できないだろうかという観点から貨幣資本概念の下で実体維持手続を説明しておられる。<sup>(7)</sup>だが、おそれながら、私見によると貨幣資本概念の下での実体維持手続は貨幣資本循環との係わりで2つの形態があると考えられるように思われる。そのひとつがマルベルクの中和化理論であり、いまひとつがハックスの資本実体結合計算の理論である。マルベルクの理論とハックスの理論は、その両者とも貨幣資本概念の下で実体維持効果をもたらさうのだが、両者の理論は、それぞれ前提としている貨幣資本循環に関する考え方を異にしていると解されるのである。

以下では、マルベルクの中和化理論とハックスの資本実体結合計算の理論を採り上げ、各々の理論では、実体維持効果をもたらされる手続が、どのような理論構成によって説明されているのかを検討してゆくことにする。

## 2 マールベルクの中和化理論

まず、マールベルクの理論である。<sup>(8)</sup>これは中和化（Neutralisierung）理論として知られている。ここで中和化とは期末貸借対照表上で期首と同一数量の物財を期首貸借対照表におけると同一の金額で評価しようとする手続に他ならない。この中和化手続は土地については無意識のうちに適用されてきたが、それを棚卸資産についてまで適用したのがマールベルクである。

マールベルクによると「財貨の購入はすべて経済観念的には値上りをもくろむ投機（Haussespekulation）であるということ（<sup>(9)</sup>）を思い出さなければならない」という。そして、その投機活動の期間の長さによって投機を三種類に分類するのである。<sup>(10)</sup>すなわち、

- ①工場がその上に建設されているところの土地——「この土地は経営の設立時に購入され、清算（の時点）まで、事情によっては、何百年ものあいだ保有される。」
- ②投機の商品——「投機を目的として今日ある商品を購入し、翌日においてすでに再び販売する用意があるもの。」
- ③更新を必要とする経営設備——「購入された機械は、それによって生産された製品という形で絶えず顧客に販売され、『小売り』される。」

マールベルクはこのように投機を三種類に分類するのである。第一の土地は投機の期間が一番長いものであり、その投機は企業の解散の時点まで継続すると考えられる。第二の投機の商品は投機の期間が一番短いものであり、それは好きな日に購入が行われ、また好きな日に販売が可能なものである。つまり、いつでも投機を完了させることができるものである。この第一の土地と第二の投機の商品とが投機の期間の両極となっている。この二者の中間に位置するのが、第三の更新を必要とする経営設備である。この設備の購入という投機は設備の耐用年数中は「小売り」という形で少しずつ完了してゆき、耐用年数が終了したときにその投機の最後の部分が完了する。

### (ア) 棚卸資産の中和化と貨幣資本循環

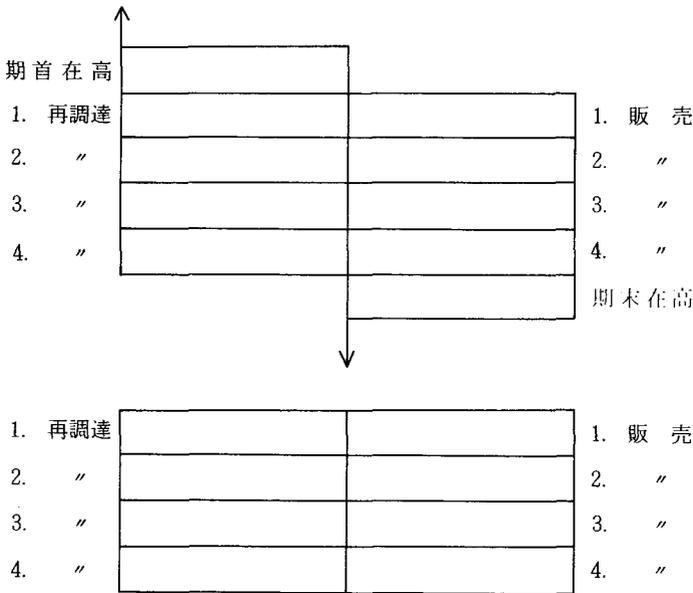
さて、棚卸資産についての中和化手続についてであるが、これはマールベルクが一定量の棚卸資産についてその投機の期間の長さを、上述の投機の分類の第一番目の土地と同じであると考えるところから出発している。つまり固定在高という考え方である。経営がその活動を継続していくためには一定量の棚卸

資産を常に保有していなければならないと考えるのである。投機の完了の際には、土地の場合には過去に購入された土地そのものが存在しているのに対して、固定在高の場合には固定在高を構成する棚卸資産は何度も取替えが行われており、その結果、固定在高についての投機が完了する際に存在する棚卸資産は、第1回目に購入された棚卸資産そのものではない。土地と固定在高とのあいだには、このような違いは確にあるけれども、固定在高は、企業がその経営活動を遂行するかぎり、全体として企業内に存在するものである。そこでこのような固定在高については、上述の投機の分類の第一番目の土地と同じように、それは企業の解散の時点まで続く投機である<sup>(11)</sup>と考えるのである。

このような固定在高についての考え方を採るならば、固定在高についての会計処理は土地についての会計処理と同一の処理で行われればよいことになる。企業の存続中には土地は期首・期末同一の価額で評価されるのだから、固定在高についても企業の存続中は、たとえ固定在高を構成する棚卸資産に取替えが行われても、固定在高は期首・期末同一価額で評価すべきことになるのである。期首の貸借対照表に、固定在高を構成する棚卸資産の一定数量がその第1回目の購入の取得原価100で記載されているならば、期中にその棚卸資産の取替えが行われ、その取替えに要した取得原価が120であっても、期末貸借対照表では固定在高を構成する同一数量の棚卸資産は期首のその貸借対照表価額に等しい100と評価されることになる。120がこの棚卸資産の期末貸借対照表価額になるのではない。「固定在高を期首・期末に同一の金額で記載して通過させることにより、この在高を年次計算から排除するのである。」<sup>(12)</sup>企業の存続中は土地を常に同一の貸借対照表価額で記載することにより土地に係る投機損益を計上しないのと同様に、固定在高についてもそれが企業内に存在するかぎり、それを常に同一の貸借対照表価額で記載することにより、固定在高についての投機損益を計上しないのである。何故ならば固定在高についての投機は未完了だからである。

以上がマールベルク<sup>(13)</sup>の中和化の考え方である。では棚卸資産に中和化手続を適用した場合にはどのような効果が現れるだろうか。

中和化手続の下では第1回目の売上には第1回目の再調達が対比され、第2回目の売上に対しては第2回目の再調達が対比されることになる。このことは費用が実際再調達原価で測定されていることを意味するものである。費用の測



(W.Mahlberg, Der Tageswert in der Bilanz, 20頁より)

定基準が実際再調達原価になっているのである。中和化手続の効果はこの点である。費用の測定基準が実際再調達原価であるということは、それが実体維持の手続であるということであり、それによって実体維持が可能であるということに他ならない。つまり、実体維持効果が中和化手続の効果なのである。

ここで、中和化手続に実体維持効果があるからといって、中和化手続が実体資本概念としか結びつかないと考えるのは誤りである。中和化という手続は実体資本概念の下でも適用できるが、また貨幣資本概念の下でも適用できるのである。<sup>(14)</sup>ただマルベルクの場合には彼の「財貨の購入はすべて経済観念的には値上りをもくろむ投機である」<sup>(15)</sup>という文言から推察できるように、取引を貨幣による投機と考えているのである。つまり、彼は会計上の資本として貨幣を考えているのであり、貨幣資本概念の下で中和化手続を論じているのである。

では、実体維持効果をもつ中和化手続と貨幣資本概念は、どのような関係にたっているのであろうか。この点を明らかにすることは、つまり、中和化手続の下での貨幣資本循環に関する仮定を明らかにすることに他ならない。以下ではこの点について検討してゆく。

既に上の図で示したように、中和化手続の下では第1回目の売上には第1回目の再調達が対比され、第2回目の売上には第2回目の再調達が対比されることになる。つまり、期首に存在していた棚卸資産は当期の売上には対比されないのである。第1回目の売上には期首に存在していた棚卸資産（固定在高）の貸借対照表価額が費用として対比されるのではなく、第1回目の再調達のための原価が費用として対比されるのである。マールベルク自身も述べているように「あたかも、まず販売が行われ、しかる後にその販売された商品を調達するに似ている<sup>(16)</sup>」のである。このように考えるならば、期中に売上によって流入した貨幣が仕入によって流出していくと捉えることになる。他方、期首に存在していた棚卸資産（固定在高）は期中には売上とは対比されることなく、期末の貸借対照表において期首貸借対照表で付された価額をもって記載される。このことは期首の棚卸資産（固定在高）に投下されていた貨幣資本は期中に流動化することなく期末まで存在しつづけるのだという考え方に通じるはずである。すなわち、期首に棚卸資産（固定在高）という形をとって存在していた貨幣資本が期中に循環することなく、期末まで存在し続けるのだと理解されなければならないはずである。期中に売上によって流入した貨幣が仕入によって流出するという貨幣循環は考えられても、期首に存在していた貨幣資本（固定在高）が流出するという循環は考えられないのである。期首に存在していた棚卸資産（固定在高）が期中には流動化せず、期中に仕入れた棚卸資産の方が流動化するという仮定は確に不自然なものではある。しかし、マールベルクの棚卸資産（固定在高）についての論述を検討すると、このように解釈しなければならないのである。このように、貨幣資本概念の下での中和化手続とは、固定在高についての貨幣資本循環を否定することを意味するのである。これによって、実体維持効果が得られるのである。

以上では、棚卸資産についての中和化手続を検討してきた。その結果、棚卸資産について、実体維持効果をもつ中和化手続は、貨幣資本概念の下では固定在高についての貨幣資本循環の否定として性格づけることができた。かかる否定によって実体維持効果が得られるわけである。

#### (イ) 固定資産の中和化と貨幣資本循環

以上は棚卸資産についての検討であった。では、マールベルク的な理論構成においては固定資産（償却性資産）の実体維持は、貨幣資本概念の下でのよ

うに説明されるべきであろうか。棚卸資産についての上のような考え方を固定資産（償却性資産）についても適用し、固定資産に固定在高と同様の性質を認め、その中和化を考えることができるように思われる。既に述べたように、マールベルクは、設備等の固定資産については、その投機がその耐用年数中に「小売り」という形で少しずつ完了してゆき、耐用年数が終了した時にその投機の最後の部分が完了すると考えている。耐用年数が経過した後は新たに固定資産を購入し、新しく別の投機が始まると考えているのである。従って、マールベルクは固定資産の取得価額全体を中和化して、固定資産の実体維持を図ろうという考えは採ってはいない。<sup>(17)</sup>しかしここでは、もしも棚卸資産についての中和化という考え方を固定資産の取得価額全体について当てはめて、固定資産の実体維持を図ろうとするならばどのようなようになるのかを、マールベルクの論述から離れて検討してゆくことにする。

固定資産の実体維持のためには固定資産の再調達原価に等しいだけの金額が減価償却費の計上を通じて留保されていなければならない。従って固定資産についての実体維持を保証するためには、原則的には減価償却費は将来に行われるであろう固定資産の再調達のための原価を基礎にして計算されなければならない。<sup>(18)</sup>将来に行われるであろう再調達のための原価を、現在ある固定資産の耐用年数中の各期間に割当てるのである。

この手続は、前述のような固定在高の中和化手続について確認した貨幣資本循環の否定という考え方とどのように結びつけられるのであろうか。それは、当初の固定資産に具体化されていた貨幣資本は、その固定資産の利用によっても流動化しないと考えるのである。減価償却費は将来に行われるであろう再調達のための原価を先取りして費用（減価償却費）として計上すると考えるのである。棚卸資産の固定在高と同様に、固定資産についても、その第1回目の購入に当てられた貨幣資本の資本循環を否定するのである。減価償却引当金については、将来行われるであろう再調達の原価（支出）を先取りして費用（減価償却費）計上する際の相手項目という意味で、それは、シュマーレンバッハの<sup>(19)</sup>表現を以てすれば「費用・未支出」項目として理解されるべきである。棚卸資産の固定在高について中和化という考え方を固定資産に適用するならば、減価償却費と減価償却引当金は上のように理解されることになろう。

以上、マールベルクの中和化理論を中心に検討してきた。そしてそこでは当

初の投資額についての貨幣資本循環を否定するという考え方をとることによって、貨幣資本概念の下で実体維持手続が説明できることが明らかになったのである。

### 3 ハックスの資本実体結合計算の理論

次に、ハックスの資本実体結合計算の理論を検討する。ハックスは利益計算には2つの基本形態があるという。そのひとつは貨幣数値的に規定された当初資本の維持を目指す資本計算、つまり、貨幣資本維持計算であり、いまひとつは数量的に規定された当初生産能力の維持を目指す実体維持計算である。いうまでもなく、貨幣資本維持計算においては費用は財の歴史的購入価格で評価され、実体維持計算ではその再調達原価で評価される。さて、ハックスはこの貨幣資本維持と実体維持という概念を経営維持という名称の下で結びつけており、<sup>(21)</sup>貨幣資本維持と実体維持を同時に満たそうとするのである。

しかし、価格上昇期には貨幣資本計算では実体維持が保証されないので、実体の消耗という危険が生じ、また実体維持計算では価格下落期には貨幣資本の維持が脅かされるという危険が生じる。そこで、このような危険に対処するために、価格上昇期には実体維持計算を適用し、<sup>(22)</sup>価格下落期には貨幣資本計算を適用しようとするのである。そして、このような形で行われる計算を資本実体結合計算 (kombinierte Kapital-und Substanzrechnung) と呼び、この結合計算こそが企業の生活要求に最も適合しているというのである。<sup>(23)</sup>

ハックスの資本実体結合計算ではこのように実体維持計算と貨幣資本計算を結びつけるのであるが、この2つの計算は全く対等の位置づけがされているわけではない。実体維持計算がもつ限界、すなわち再調達される財が実際に消費された財と異なる場合にその計算が確実な基礎を失なうという欠点のゆえに、実体維持計算をひとつの完結した計算であると認めず、企業計算の基本となっているのは貨幣資本計算であるとするのである。<sup>(24)</sup>つまり「実体計算は常に補助計算の性質を持つ」<sup>(25)</sup>のである。このことから、実体維持計算は貨幣資本計算の補助手段として、貨幣資本概念の下で概念構成されるべきことになる。

では、一体いかにしてハックスは実体維持計算を貨幣資本概念の下で概念構成をするのか。ここで現れるのが、「拡張された実現概念 (erweitertes Realisationsprinzip)」という考え方である。<sup>(26)</sup>通常、実現概念といえば財が販売され

た時点で、その財の歴史的購入価額と販売価額との差額を損益として計上することを意味している。ところがこの「拡張された実現概念」の下では、価格上昇期には販売された財の販売価額と再調達原価との差額は利益として計上するが、歴史的購入価額と再調達原価の差額は未だ最終的には利益として実現していないと考え、これを実体維持積立金 (Substanzerhaltungsrücklage) として貸借対照表の貸方に記載するのである。この実体維持積立金は本質的には利益であるが、未実現であるためその期の期間利益には含まれない未実現利益として性格づけられているのである。このように、歴史的購入価額と再調達原価との差額は未実現であると考えるのであるが、その根拠は、上記の差額を留保しておかないと実体維持が不可能になるという点である<sup>(27)</sup>。上記の差額はそれが実体維持にとって必要である限り未実現として理解されるのである。従って、それが実体維持にとって必要でなくなった時点で、それは実現したものとして認識されるのである。このような時点としては価格 (再調達価格) が下落する時、企業が解散する時が代表的である。価格が下落する時には実体維持のために必要な貨幣資本は以前にくらべて少なくなり、その少なくなった金額だけが、未実現利益から実現利益に振り替えられるのである<sup>(28)</sup>。また、企業が解散する時にはそもそも実体維持ということはナンセンスであるので、以前に積立てられた未実現利益が全額、実現利益に振り替えられることになる。従って、企業の全存続期間、すなわち創立から解散までの期間全体をひとつとして考察するならば、企業存続中に設けられた実体維持積立金は企業の解散時点において利益として認識されるので、全期間利益は貨幣資本計算の場合の全期間利益に等しくなる。この点からも、ハックスの資本実体結合計算が基本的には貨幣資本計算を前提としているということがうかがえる。

以上が、ハックスの資本実体結合計算の概要である。上のようなハックスの考え方に立つ時、貨幣資本概念の下での実体維持手続をどのように理解したらよいのであろうか。ハックスの場合にはマールベルクの場合と異なり、当初の投資額 (固定在高) についての貨幣資本循環の否定という立場は採られていない。彼の場合には、棚卸資産については先入先出法による流れを前提としているのである。すなわち、ハックスの場合には当初貨幣資本も循環すると考えているのである。当初貨幣資本の循環は認めながら「拡張された実現概念」を持ち出すことによって実体維持をもたらそうとしているのである。

例えば期首に歴史的購入価額が100の商品があり、それが現金150で販売され、そしてその商品を120で再調達したとする。この場合、利益としては $150 - 120 = 30$ が計上される一方、 $120 - 100 = 20$ は未実現利益として実体維持積立金に計上される。そして利益30が分配されるならば、企業内には購入価額120の商品が残り、それが期末貸借対照表に「商品 120」として記載されることになる。つまり、もともと100の商品があったのだが、期末には120の商品が企業内にあるのであり、企業に存在する貨幣資本は100から120に増加しているのである。この貨幣資本の増加額20は、貸方に実体維持積立金が20設定されることにより、未実現利益としてとりあつかわれ、当期の利益には含まれない。この貨幣資本の増加額20は実体維持のために企業内に留保しておかなければならないものである。ここで気づくのは、このような手続の下では貨幣資本の増加は認め<sup>(29)</sup>るが、それをその期の利益とはしないという態度である。上の例では貨幣資本が100から120に増加しており、その増加額20を会計上記録し、認識しているにもかかわらず、それを利益として認識していないのである。貨幣資本増減の認識と損益の認識が一体となっていないのである。ここにハックスの会計手続の特徴を見ることができよう。

その期の貨幣資本の増加ではあるが、その期の利益ではない上記の20は、実体維持のため企業内に拘束 (Bindung) されているのである。本質的に利益たる性格をもつ貨幣資本の増加について、それが実体維持に必要であるとの理由で企業内への拘束性を認め、それをその増加があった年度の利益として認識しない。それを利益として認識するのは、その金額がもはや実体維持にとって必要ではなくなった時点である。このように本質的に利益たる金額について拘束性を認め、それを利益として認識することを将来に延期するという考え方が採られており、これによって実体維持がもたらされるのである。

上では棚卸資産を例にとって検討してきたが、ハックスの場合、固定資産についても上と同様の考え方を採っている。固定資産の再調達原価が上昇しているときには、固定資産の再調達原価を基礎として減価償却が行われ、その際、この減価償却費と固定資産の歴史的購入価格に基づく減価償却費との差額は、それが実体維持のために必要であるという理由で、実体維持積立金の設定によって企業内に留保されるのである。固定資産についての実体維持積立金の取崩しは、おおよそ、棚卸資産についてのその場合と同様である。

ハックスのように当初資本についての貨幣資本循環を認めるという立場に立つとき、貨幣資本概念の下での実体維持手続は上のように理解されることになる。

ここで、付言しておきたいのはハックスの場合の実体維持積立金の性格についてである。ハックスのように利益ではない部分についての貨幣資本の増加を記録し、認識するという立場に立つときには、それはあくまでも負債たる（独立した貸方項目たる）繰延利益である。これは資産の評価項目であるとも考えられるかもしれないが、そのように考えるのは期末資産価額が期首のそれと同一であると考える立場であり、期末資産に対し期首資産と同一の価額を付そうとする立場である。それは、いわばマルベルク的な解釈であり、期首貨幣資本の循環を否定する立場である。ハックスは期末資産に対し期首資産と同一の価額を付す立場を採っておらず、先入先出法的な論理構成を採っている。従って、実体維持積立金を資産の評価項目とみるのはハックスの概念構成になじまないものなのである。

#### 4 結び

シュミットやゲルトマッハーによって1920年代に実体資本維持説が公表されて以来、半世紀以上が経過した。シュミットやゲルトマッハーによって主張された実体資本維持説には致命的な限界があった。すなわち、期中において、生産される製品が変更された場合には、期末に期首の物財が存在しているかどうかの確認ができなくなり、その結果、利益計算が不可能になるという限界がそれである。そこで、この小論では実体維持というものを貨幣資本概念の下で再構成したらどのような理論構成になるのかを、マルベルクの中和化理論とハックスの資本実体結合計算の理論について見てきたわけである。そしてそこでは、同じ貨幣資本概念に立脚しながら、当初の投資額についての貨幣資本循環を否定することにより、実体維持効果を得ようとするものと、当初の投資額についての貨幣資本循環を認めながらも、貨幣資本増減の認識と損益の認識を切り離すことによって実体維持効果を得ようとするものの2種類があるということが確認できたように思う。ここで改めて言うまでもなく、前者がマルベルクの中和化理論であり、後者がハックスの資本実体結合計算の理論である。実体維持のための計算手続、すなわち実際再調達原価による費用測定を、貨幣資本概

念の下で説明しようとする場合、同じ貨幣資本概念を前提としながらも、そこでは2つの異なった概念構成が可能となるわけである。棚卸資産費用の計算方法、または期末棚卸資産の評価方法として、固定在高法あるいは基準棚卸法ないし基準在高法と呼ばれているものがある。実はこれはマールベルク的な考え方によって棚卸資産の実体維持を図ろうとするものであって、ハックス的な考え方に基づいたものではない。一方、通説的な実体資本維持説では、マールベルク的な考え方ではなく、むしろ、ハックス的な考え方によって、その手続を貨幣資本概念の下で再構成できるように思う。

このように貨幣資本概念の下での実体維持手続を再構成する場合には、貨幣資本循環との係わりで2つの考え方が可能であり、2通りの概念構成が可能である。両者の混同は避けなければならないことは言うまでもない。

#### 註

- (1) F.Schmidt, *Die organische Tageswertbilanz*, 第3版, Leipzig, 1929年, 51頁。
- (2) シュミットはこのように会計上の資本を物財として捉える立場に対立する会計上の資本概念として、「貨幣を含むすべての具体的財産の価値を抽象的貨幣単位で表したものを」あげている(F.Schmidt, 前掲書, 51頁)が、シュミットはこのような抽象的資本概念つまり貨幣資本概念を採っているのではない。
- (3) E.Geldmacher, *Wirtschaftsunruhe und Bilanz*, 第1部, *Grundlagen und Technik der bilanzmäßigen Erfolgsrechnung*, Berlin, 1923年, 9頁。
- (4) 費用の測定基準としての再調達原価としては販売日再調達原価と実際再調達原価が考えられる。実体資本維持を保証するのは実際再調達原価であり、ゲルトマッハーは最終的には費用測定基準としてこの実際再調達原価を採っていると考えられる。
- (5) 実体資本維持説の限界については、森田哲彌『価格変動会計論』, 国元書房, 昭和54年, 第6章参照。
- (6) K.Hax, *Die Substanzerhaltung der Betriebe*, Köln/Opladen, 1957年, 175頁。
- (7) 森田哲彌, 前掲書参照。
- (8) W.Mahlberg, *Der Tageswert in der Bilanz*, Leipzig, 1925年。  
マールベルク説および中和化理論に関しては、中野勲「貨幣資本維持と実体維持の位置関係について」『会計』, 第89巻第1号。森田哲彌「中和化と資本維持説」『一橋論叢』, 第56巻第5号。を参照されたい。
- (9) W.Mahlberg, 前掲書, 30頁。
- (10) W.Mahlberg, 前掲書, 18頁および30—31頁。

- (11) W.Mahlberg, 前掲書, 18頁および30頁。
- (12) W.Mahlberg, 前掲書, 31頁。
- (13) 固定在高を中和化するという考え方は, 中和化という語は用いられていないものの, シュマーレンバッハがすでに1919年の論文 *Grundlagen dynamischer Bilanzlehre* 90頁に示している。
- (14) 中和化という手続そのものは実体資本概念の下でも貨幣資本概念の下でも適用される。この点については, 森田哲彌, 前掲論文「中和化と資本維持説」を参照されたい。
- (15) W.Mahlberg, 前掲書, 30頁。
- (16) W.Mahlberg, 前掲書, 21頁。
- (17) マールベルクは固定資産の会計処理として固定資産の原価をその期の貨幣価値の変動に基づいて換算し, その換算した金額を基礎として減価償却を行うことを考えている (W.Mahlberg, 前掲書, 59—63頁)。これはそもそもマールベルクの理論は実体維持説ではなく, 実質資本維持説であることに由来している。このことは, 彼の著作, *Bilanztechnik und Bewertung bei schwankender Wahrung*, Leipzig, 1921年, 第3版, 1923年, からもうかがえる。
- (18) ただ実際には将来に行れるであろう再調達のための原価がいくらになるのかは不明であろう。そこで, 実際には, まず期末時点での再調達原価を基礎として減価償却を行い, そして, 固定資産の再調達原価がその後, 上昇し, 各年度末の再調達原価を基準とした必要減価償却引当金の額に, 過年度に計上した減価償却引当金の額が満たなければ, その不足額を追加計上することによって, 将来の固定資産の再調達原価だけの資本を留保することになる。このような手続は取戻し償却 (nachholende Abschreibung) と呼ばれている。(取戻し償却については, W.Mahlberg, 前掲書, 44—45頁, および森田哲彌, 前掲書, 81—83頁, 参照)。実際には, このような取戻し償却が行れることになる。なお, 英語でバックログ償却 (backlog depreciation) という場合, それは nachholende Abschreibung と同じ意味である。ただカレント・コスト会計では, 上記の不足額を減価償却引当金貸方に追加計上する際の相手勘定は固定資産勘定であって, 減価償却費ではない。従ってカレント・コスト会計でのバックログ償却では固定資産の実際再調達原価に相当する金額が費用計上によって留保されるのではないことを注意してほしい。(Inflation Accounting Committee (FEP Sandilans, Chairman), *Inflation Accounting, Report of the Inflation Accounting Committee*(Sandilans Report), 1975年, パラグラフ606参照)
- (19) 減価償却引当金をこのように理解するならば, それは借方項目たる固定資産に対する評価勘定ではなくなるのであり, 固定資産の取得原価から減価償却引当金を控除してはならないことになる。それは独立した貸方項目である。その考え方は修繕引当金を負債性引当金とみる立場に似かよっている。
- (20) K.Hax, *Die Substanzerhaltung der Betriebe*, Köln/Opladen, 1957年, 12—13頁。

なお「貨幣数値的に規定された」という表現や「数量的に規定された」とい

う表現はそもそもワルブによって用いられた表現である。(E.Walzb, *Die Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betriebe*, Berlin/Wien, 1926年, 328頁および332頁。戸田博之訳, ワルブ損益計算論(下巻), 千倉書房, 昭和59年, 139頁および144頁)

- (21) K.Hax, 前掲書, 14頁。
- (22) K.Hax, 前掲書, 14頁および26頁。
- (23) K.Hax, 前掲書, 32頁。
- (24) K.Hax, 前掲書, 51頁。
- (25) K.Hax, 前掲書, 51頁。
- (26) ここで「実現概念の拡張」という場合, それは AAA(American Accounting Association)の報告書, 1964 Concepts and Standards Research Study Committie—The Realization Concept, The Realization Concept, *Accounting Review*, 第40巻第2号, 1965年4月号, 等で主張されている実現の時点を早めてゆこうとする主張とは全く無関係であることに注意してほしい。
- (27) K.Hax, 前掲書, 65頁。
- (28) 正確には, 過年度に積立てられた実体維持積立金の取崩しによる利益が, その期に生じた価格下落による損失と相殺されると考えられるために, 価格(再調達価格)が下落する期には, 表面上は価格(再調達価格)の下落についての損益は現れてこないことになる。
- (29) マールベルクの場合には, 中和化という手続により固定在高についての貨幣資本の循環は認めない。従って, 当然, 貨幣資本の増加も認めないわけであり, この点がハックスとは異なるところである。

(筆者の住所 〒186 国立市西1-16-8 ひいらぎ荘)